

千葉県警察職員の職務執行に伴う物的被害 の補償に関する訓令

〔昭和48年4月1日〕
本部訓令第5号

[沿革] 平成6年3月本部訓令第2号、12月第13号改正

千葉県警察職員の職務執行に伴う物的被害の補償に関する訓令を次のように定める。

千葉県警察職員の職務執行に伴う物的被害の補償に関する訓令

(趣旨)

第1条 この訓令は、千葉県警察職員(以下「職員」という。)が職務執行に際して受けた物的被害を補償するため、必要な事項を定めるものとする。

(適用範囲)

第2条 この訓令による補償は職務執行に際し、相手方の行為等により私有の物品を滅失、き損または亡失した場合に行なうものとする。

(補償金額)

第3条 補償金額は、被害物品の実用品価格または、補修に要する経費を限度として予算の範囲内で算定するものとする。

(申請手続)

第4条 所属長は、補償を要すると認められる事案が発生したときは、資料を添えて物的被害補償申請書(別記様式第1)により警察本部長(以下「本部長」という。)に申請しなければならない。

(審査委員会)

第5条 県本部に被害補償審査委員会(以下「委員会」という。)を置く。

2 委員会は、委員長および委員をもって構成し、委員長には警務部長、委員には警務課長、監察官室長および監察官をもってあてる。

3 委員会の庶務は、警務部監察官室において処理する。

(審査)

第6条 委員会は、第4条の規定により上申された事案のうち、特に本部長から指示された

事案について、そのつど補償の要否および補償金額の審査を行なうものとする。

2 委員会の審査は、書面審査を原則とする。

3 委員会は、前項の規定により審査を行なったときは、補償の要否および補償金額について審査意見を付し、本部長に報告しなければならない。

(支給手続き)

第7条 本部長は、前条の審査結果に基づき、被害を補償することに決定したときは、物的被害補償決定通知書(別記様式第2)に補償金を添え、所属長を通じて当該職員に支給するものとする。

附 則

この訓令は、昭和48年4月1日から施行する。

附 則(平成6年3月30日本部訓令第2号)

この訓令は、公布の日から施行する。[以下略]

附 則(平成6年12月27日本部訓令第13号)

この訓令は、平成7年1月1日から施行する。

以下別記様式省略